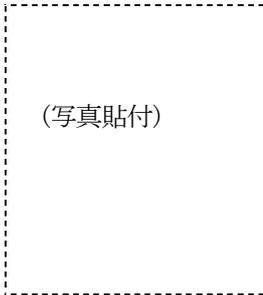


住宅支援給付支給申請書

私は、住宅支援給付の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

申立事項について相違ありません。
誓約事項及び同意事項について同意します。



伊佐市長 様

年 月 日

フリガナ

氏名 _____ 印

生年月日 _____

電話番号 _____

申立事項

1 2年以内に離職したこと

離職時期	
離職した事業所	

2 離職前に主として世帯の生計を維持していたこと

離職前の雇用状況、世帯の生計を維持していた状況等	
--------------------------	--

3 次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること（いずれか該当する方に記載）

(1) 住宅を喪失していること

喪失した住宅の状況	喪失の時期	
	喪失住宅の住所	
現在の状況	住宅喪失後の状況	
	現在の居所	

(2) 住宅を喪失するおそれがあること

現在の住宅の状況	現在の住所	
	住宅の貸主等	
	現在の収入状況、住宅喪失のおそれがある理由、状況等	

4 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族の収入及び預貯金が次のとおりであること

申請者及び親族の状況					合計
氏名					
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金	円	円	円	円	円

※ 収入が確実に推計できるときはその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均月収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

(裏面)

誓約事項

- 1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された給付の全額又は一部について返済する義務を負うこと。
- 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた次の①から③までの活動を行うこと。
 - ① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - ② 毎月4回以上、就労支援業務を担当する福祉事務所職員等による面接等の支援を受けること。
 - ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。
- 3 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

同意事項

- 1 申請者の個人情報、住宅支援給付の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市、公共職業安定所及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されること。
- 2 本給付は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。
- 3 本給付の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。
- 4 本給付の支給決定後、誓約事項2の活動を怠ったとき、日常・社会生活支援の利用開始又は継続を正当な理由なく拒んだとき、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加若しくは支援の継続を正当な理由なく拒んだとき、求職者支援制度による職業訓練の受講申込を正当な理由なく拒んだとき又は常用就職及び就労収入の報告を怠ったときは、支給が中止されること。
- 5 本給付の支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去したときは、支給が中止されること。
- 6 本給付の支給決定後、常用就職した(申請後の常用就職を含む)ことにより、収入基準額(単身世帯は8.4万円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額、2人世帯は17.2万円、3人以上の複数世帯は17.2万円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額)を超える月収入が得られたときは、支給が中止されること。
- 7 本給付の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき、申請者が禁錮刑以上の刑に処されたとき、申請者又は申請者と生計を一にする同居の親族が暴力団と判明したとき又は生活保護を受給したときは、支給が中止されること。
- 8 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族(以下「申請者等」という。)の資産・収入・就労・居住の状況、暴力団員該当性の確認及び申請者の離職に関する確認につき、伊佐市が官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一にする同居の親族の雇主、その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めること。
また、伊佐市の調査嘱託又は報告要求に対し官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

添付書類

- 1 本人確認書類 : 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等のいずれかの写し
- 2 離職関係書類 : 2年以内に離職したことが確認できる書類の写し
- 3 収入関係書類 : 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
- 4 預貯金関係書類 : 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し
- 5 求職申込み関係等書類 : 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し及び雇用施策による給付等を利用していないことを証明する書類

追加提出書類

入居(予定)住宅関係書類

- (1) 住宅を喪失している者の場合
不動産媒介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式第2号)
- (2) 住宅を喪失するおそれのある者の場合
貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書(様式第3号)

（表面）

入居予定住宅に関する状況通知書

- 1 下記の者から、賃貸住宅への入居希望があったので、物件等に関する概要について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認のため、伊佐市または伊佐市社会福祉協議会（初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合）が官公署に対し情報を求めることに同意します。
- 3 この通知書に記載した内容について、住宅支援給付の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されることに同意します。

伊佐市長

様

年 月 日

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

印

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

※ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第2号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、受理しないものとします。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除のため、下記の①から⑨に該当する不動産媒介業者等でないこと

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

入居予定者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単身・複数

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年 月 日（年 月 日までの月 日間）

※1 家賃については、伊佐市が定める住宅支援給付基準額以下の住宅であること（限度額：円）。
住宅支援給付支給額は収入に応じた額となります。

※2 住宅支援給付の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限り、

※3 共益費・管理費は住宅支援給付の対象になりませんので、家賃には含めずに記載してください。

※4 定期借家契約（定期建物賃貸借契約）の場合に限り、入居予定日欄の（ ）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載してください。

(裏面)

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払を要する家賃)	(月分+日割り 日分として)	円
	共益費		円
	管理費		円
	敷金		円
	礼金等	礼金 その他 ()	円 円
(2)	媒介報酬額		円
(3)	火災保険料		円
	その他 (入居保証料等)		円
合計			円

※ 初期費用については、鹿児島県社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住宅支援給付の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(1)の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(2)の振込先	媒介業者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座
初期費用(3)の振込先	初期費用(3)に関する者の振込口座	フリガナ 口座名義 金融機関名 支店名 口座種別 口座番号	普通・当座

(住宅支援給付支給申請者 本人記入欄)

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住宅支援給付の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市、公共職業安定所及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住宅支援給付の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

フリガナ
氏 名
住 所
生年月日
電話番号

印

（表面）

入居住宅に関する状況通知書

- 1 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
- 2 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認のため、伊佐市が官公署に対し情報を求めることに同意します。
- 3 この通知書に記載した内容について、住宅支援給付の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されることに同意します。

伊佐市長

様

年 月 日

不動産媒介業者等

（商号又は名称）

（代表者名）

印

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等） 氏名

所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

※ **暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居予定住宅に関する状況通知書（様式第3号）」を受理しない旨を書面により通知し、以後、受理しないものとします。**

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）

暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除のため、下記の①から⑨に該当する不動産媒介業者等でないこと

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

入居者

氏名	
生年月日	年 月 日
同居状況	単 身 ・ 複 数
入居開始年月日	年 月 日

(裏面)

入居している賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円

※1 住宅支援給付の支給額は、伊佐市が定める住宅支援給付基準額を上限とし（限度額： 円）、収入に応じた額となります。

※2 住宅支援給付の対象となる賃貸住宅の契約は、借地借家法により保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限ります。

※3 共益費・管理費は住宅支援給付の対象になりませんので、家賃には含めずに記載してください。

振込口座

住宅支援給付の 振込先	貸主又は貸主か ら委託を 受けた事業者 の振込口座	フリガナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

(住宅支援給付支給申請者 本人記入欄)

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

私の個人情報、住宅支援給付の支給及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市、公共職業安定所及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されることについて同意します。

住宅支援給付の支給は、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

年 月 日

フリガナ

氏 名

印

住 所

生年月日

電話番号

(注意事項)

住宅支援給付支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を伊佐市役所福祉事務所に提出してください。

住宅支援給付支給対象者証明書

下記の者が住宅支援給付の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年 月 日

伊佐市長

印

(担当)

(電話番号)

住宅支援給付支給対象者

フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年 月 日

住宅支援給付支給予定額

支給予定額	月額	円
-------	----	---

(注意事項)

この証明書の有効期限は、入居予定日の1ヶ月後までとします。

住宅支援給付支給申請書（新年度継続用）

私は、引き続き住宅支援給付の支給を受けたいので、申請します。
誓約事項及び同意事項について同意します。

伊佐市長 様

年 月 日

フリガナ

氏 名

印

住 所

生年月日

電話番号

誓約事項

- 1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された給付の全額又は一部について返済する義務を負うこと。
- 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた次の①から③までの就職活動を行うこと。
 - ① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。
 - ② 毎月4回以上、就労支援業務を担当する福祉事務所職員等による面接等の支援を受けること。
 - ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること
- 3 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

同意事項

- 1 申請者の個人情報、住宅支援給付の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市、公共職業安定所及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されること。
- 2 本給付は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。
- 3 本給付の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。
- 4 本給付の支給決定後、誓約事項2の活動を怠ったとき、日常・社会生活支援の利用開始又は継続を正当な理由なく拒んだとき、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加若しくは支援の継続を正当な理由なく拒んだとき求職者支援制度による職業訓練の受講申込を正当な理由なく拒んだとき又は常用就職及び就労収入の報告を怠ったときは、支給が中止されること。
- 5 本給付の支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去したときは、支給が中止されること。
- 6 本給付の支給決定後、常用就職した（申請後の常用就職を含む）ことにより、収入基準額（単身世帯は8.4万円に家賃額（住宅支援給付基準額が上限）を加えた額、2人世帯は17.2万円、3人以上の複数世帯は17.2万円に家賃額（住宅支援給付基準額が上限）を加えた額）を超える月収入が得られたときは、支給が中止されること。
- 7 本給付の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき、申請者が禁錮刑以上の刑に処されたとき、申請者又は申請者と生計を一にする同居の親族が暴力団と判明したとき又は生活保護を受給したときは、支給が中止されること。
- 8 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族（以下「申請者等」という。）の資産・収入・就労・居住の状況、暴力団員該当性の確認及び申請者の離職に関する確認につき、伊佐市が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一にする同居の親族の雇主、その他関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めること。
また、伊佐市の調査囑託又は報告要求に対し官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。

添付書類

年 月 日付け申請書の写し

住宅確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

伊佐市長 様

年 月 日

フリガナ

氏 名

印

住 所

生年月日

電話番号

入居した賃貸住宅

名称	
住所	
入居日	年 月 日

総合支援資金(住宅入居費)（伊佐市社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 (資金振込日)	年 月 日
-----------------------	-------

(注意事項)

- この報告書は、入居日から7日以内に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して伊佐市福祉事務所に提出してください（郵送可）。
- 住宅支援給付の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居しない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は、必ず事前に伊佐市福祉事務所に相談してください。

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

住宅支援給付支給決定通知書

年 月 日付けで申請された住宅支援給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|------------------|
| 1 | 支給額 | 月額 | 円 |
| 2 | 支給期間 | 年 月（ 年 月家賃相当分）から | 年 月（ 年 月家賃相当分）まで |
| 3 | 支給方法 | 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 | |
| 4 | 支給対象となる住宅 | 名称 | 所在地 |

(注意事項)

- 1 本給付の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠った場合は、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること
 - ② 毎月4回以上、就労支援業務を担当する福祉事務所職員等による面接等の支援を受けること
 - ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式第12号）」を提出してください。
- 3 伊佐市住宅支援給付事業実施要綱第4条第1項ただし書きの規定による一部支給を受けている方については、本給付の受給期間中に収入が減少した結果、単身世帯であれば8.4万円以下、3人以上世帯であれば17.2万円以下に至った場合は、申請により支給額の変更が可能です。

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

住宅支援給付不支給通知書

年 月 日付けで申請された住宅支援給付について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

住宅支援給付支給申請書（期間延長用）

<p>私は、 年 月 日付け第 号により、住宅支援給付の支給の決定を受けましたが、今後も誠実に就職活動を行うため、支給期間の延長を希望するので、必要書類を添えて、申請します。 誓約事項及び同意事項について同意します。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>伊佐市長</p>	<p>様</p>
<p>フリガナ 氏 名 印 住 所 生年月日 電話番号</p>	
<p>延長が必要な理由</p>	
<p>誓約事項</p>	
<p>1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された給付の全額又は一部について返済する義務を負うこと。 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた次の①から③までの就職活動を行うこと。 ① 毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。 ② 毎月4回以上、就労支援業務を担当する福祉事務所職員等による面接等の支援を受けること。 ③ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること 3 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕</p>	
<p>同意事項</p>	
<p>1 申請者の個人情報、住宅支援給付の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市、公共職業安定所及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されること。 2 本給付は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。 3 本給付の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。 4 本給付の支給決定後、誓約事項2の活動を怠ったとき、日常・社会生活支援の利用開始又は継続を正当な理由なく拒んだとき、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加若しくは支援の継続を正当な理由なく拒んだとき、求職者支援制度による職業訓練の受講申込を正当な理由なく拒んだとき又は常用就職及び就労収入の報告を怠ったときは、支給が中止されること。 5 本給付の支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去したときは、支給が中止されること。 6 本給付の支給決定後、常用就職した（申請後の常用就職を含む）ことにより、収入基準額（単身世帯は8.4万円に家賃額（住宅支援給付基準額が上限）を加えた額、2人世帯は17.2万円、3人以上の複数世帯は17.2万円に家賃額（住宅支援給付基準額が上限）を加えた額）を超える月収入が得られたときは、支給が中止されること。 7 本給付の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき、申請者が禁錮刑以上の刑に処されたとき、申請者又は申請者と生計を一にする同居の親族が暴力団と判明したとき又は生活保護を受給したときは、支給が中止されること。 8 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族（以下「申請者等」という。）の資産・収入・就労・居住の状況、暴力団員該当性の確認及び申請者の離職に関する確認につき、伊佐市が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一にする同居の親族の雇主、その他関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めること。 また、伊佐市の調査囑託又は報告要求に対し官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。</p>	
<p>添付書類</p>	
<p>1 誠実に就職活動を行っていたことを証する書類 職業相談確認票・住宅支援給付常用就職活動状況報告書等 2 収入・預貯金関係書類 申請者等のうち収入がある者について収入が確認できる書類及び申請者等の預貯金が確認できる書類の写し</p>	

住宅支援給付支給申請書 (期間再延長用)

<p>私は、 年 月 日付け第 号により住宅支援給付の支給の決定を受け、 年 月 日付け第 号により期間延長の決定を受けましたが、今後も誠実に就職活動を行うため、支給期間の再延長を希望するので、必要書類を添えて、申請します。 誓約事項及び同意事項について同意します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>伊佐市長 様</p> <p style="text-align: right;">フリガナ 氏 名 印 住 所 生年月日 電話番号</p>	
再延長が必要な理由	
誓約事項	
<p>1 申請内容について偽りがあった場合、既に支給された給付の全額又は一部について返済する義務を負うこと。 2 常用就職の意欲があり、常用就職に向けた次の①から③までの就職活動を行うこと。 ① 毎月 2 回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。 ② 毎月 4 回以上、就労支援業務を担当する福祉事務所職員等による面接等の支援を受けること。 ③ 原則として週 1 回以上、求人先へ応募を行う、又は求人先の面接を受けること 3 申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。 〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕</p>	
同意事項	
<p>1 申請者の個人情報、住宅支援給付の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲内で、伊佐市、公共職業安定所及び伊佐市社会福祉協議会の間で相互利用されること。 2 本給付は、住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座へ振り込まれることにより、申請者に対する支給となること。 3 本給付の支給決定後、申請者の賃貸住宅への入居状況について、訪問確認することがあること。 4 本給付の支給決定後、誓約事項 2 の活動を怠ったとき、日常・社会生活支援の利用開始又は継続を正当な理由なく拒んだとき、生活保護受給者等就労自立促進事業への参加若しくは支援の継続を正当な理由なく拒んだとき、求職者支援制度による職業訓練の受講申込を正当な理由なく拒んだとき又は常用就職及び就労収入の報告を怠ったときは、支給が中止されること。 5 本給付の支給決定後、住宅の貸主の責によらずに住宅から退去したときは、支給が中止されること。 6 本給付の支給決定後、常用就職した(申請後の常用就職を含む)ことにより、収入基準額(単身世帯は 8.4 万円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額、2 人世帯は 17.2 万円、3 人以上の複数世帯は 17.2 万円に家賃額(住宅支援給付基準額が上限)を加えた額)を超える月収入が得られたときは、支給が中止されること。 7 本給付の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき、申請者が禁錮刑以上の刑に処されたとき、申請者又は申請者と生計を一にする同居の親族が暴力団と判明したとき又は生活保護を受給したときは、支給が中止されること。 8 支給の決定又は実施のために必要があるときは、申請者及び申請者と生計を一にする同居の親族(以下「申請者等」という。)の資産・収入・就労・居住の状況、暴力団員該当性の確認及び申請者の離職に関する確認につき、伊佐市が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、申請者若しくは申請者と生計を一にする同居の親族の雇主、その他関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めること。 また、伊佐市の調査囑託又は報告要求に対し官公署又は銀行等が報告することについて、申請者等が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること。</p>	
添付書類	
<p>1 誠実に就職活動を行っていたことを証する書類 職業相談確認票・住宅支援給付常用就職活動状況報告書等 2 収入・預貯金関係書類 申請者等のうち収入がある者について収入が確認できる書類及び申請者等の預貯金が確認できる書類の写し</p>	

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

住宅支援給付支給決定通知書 (期間延長用・期間再延長用)

年 月 日付けで申請された住宅支援給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|---|--------------------|
| 1 | 支給額 | 月額 | 円 |
| 2 | 支給期間 | 年 月 (年 月家賃相当分) から | 年 月 (年 月家賃相当分) まで |
| 3 | 支給方法 | 住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。 | |
| 4 | 支給対象となる住宅 | 名称 | 所在地 |

(注意事項)

- 1 本給付の受給期間中、次の①から③までの常用就職に向けた就職活動を怠った場合は、支給を中止することがあります。
 - ① 毎月 2 回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること
 - ② 毎月 4 回以上、就労支援業務を担当する福祉事務所職員等による面接等の支援を受けること
 - ③ 原則として週 1 回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること
- 2 本給付の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届 (様式第 12 号)」を提出してください。
- 3 伊佐市住宅支援給付事業実施要綱第 4 条第 1 項のただし書きの規定による一部支給を受けている方については、本給付の受給期間中に収入が減少した結果、単身世帯であれば 8.4 万円以下、3 人以上世帯であれば 17.2 万円以下に至った場合は、申請により支給額の変更が可能です。

常用就職届

私は、就職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は6月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住宅支援給付が支給中止となる収入が得られた場合は、収入が得られた月の翌々月以後の家賃相当分から支給が中止されることについて了解します。

伊佐市長 様

年 月 日

フリガナ

氏 名

印

住 所

生年月日

電話番号

就職先

フリガナ	
事業所名	
事業所の住所	
就職日	年 月 日

住宅支援給付の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年 月 (年 月家賃相当分) から 年 月 (年 月家賃相当分) まで
支給額	月額 円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

(注意事項)

この報告を行った月以後、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

住宅支援給付支給変更申請書

私は、 年 月 日付け第 号により、住宅支援給付の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更申請します。

年 月 日

伊佐市長 様

フリガナ
氏 名
住 所
生年月日
電話番号

印

変更理由

添付書類

- 1 家賃変更の場合
変更契約書等家賃（使用料）の変更を証する書類
- 2 収入減少の場合（伊佐市住宅支援給付事業実施要綱第 4 条第 1 項ただし書きの規定による一部支給を受けている方）
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について収入が確認できる書類
写し
- 3 転居した場合（伊佐市住宅支援給付事業実施要綱第 10 条第 1 項第 3 号の規定による転居に限る。）
 - ・貸主の責による転居であることが確認できる書類の写し
 - ・入居住宅に関する状況通知書（様式第 3 号）
 - ・転居先の賃貸借契約書等の写し

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

住宅支援給付支給変更決定通知書

年 月 日付け第 号で支給決定を行った住宅支援給付については、
年 月 日付け住宅支援給付支給変更申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知
します。

記

- 1 変更後の支給額 月額 円
- 2 変更後の支給期間
年 月 (年 月家賃相当分) から
年 月 (年 月家賃相当分) まで
- 3 変更理由
- 4 支給対象となる住宅 名称
所在地

住宅支援給付支給停止届

私は、下記のとおり公共職業安定所から職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の交付を受け、職業訓練受講給付金を受給する予定ですので、届け出ます。

この届出によって、住宅支援給付の支給が停止されることについて了解します。

伊佐市長 様

年 月 日

フリガナ
氏 名 印
住 所
生年月日
電話番号

職業訓練受講給付金手続状況

事前審査通知書(該当) 交付年月日	年 月 日
申請番号	
訓練開始(予定)日	年 月 日
訓練修了(予定)日	年 月 日

住宅支援給付の支給状況

支給開始月	年 月から (年 月家賃相当分から)
支給額	月額 円

添付書類

職業訓練受講給付金事前審査通知書(該当)の写し
選考結果通知書の写し

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

住宅支援給付支給停止通知書

年 月 日付け第 号により支給決定した住宅支援給付について、下記のとおり支給を停止することとしたので通知します。

記

- 1 支給停止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給停止の理由 職業訓練受講給付金を受給する予定であるため

(注意事項)

- 1 停止期間中に常用就職した場合には、常用就職届 (様式第 12 号) を伊佐市福祉事務所に提出して下さい。
- 2 職業訓練受講給付金の受給終了後、残月分の住宅支援給付の支給を受けることが可能です。希望する場合は、訓練修了日までに、「住宅支援給付支給再開届」を伊佐市福祉事務所に提出して下さい。訓練修了日までに「住宅支援給付支給再開届」の提出がない場合、中止決定を行う場合があります。

住宅支援給付支給再開届

私は、下記のとおり職業訓練受講給付金の受給が終了することになりましたので、届け出ます。
住宅支援給付の支給再開を希望します。

伊佐市長 様

年 月 日

フリガナ
氏 名 印
住 所
生年月日
電話番号

職業訓練受講給付金受給状況

申請番号	
最初に支給を受けた 支給単位期間の初日	年 月 日
最後に支給申請を行う 支給単位期間の末日	年 月 日

(添付書類)

- ・届出時に居住している住宅の契約書の写し
- ・職業訓練受講給付金が不支給となった者については、公共職業安定所から送付を受けた「職業訓練受講給付金不支給決定通知書」

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

住宅支援給付支給再開通知書

年 月 日付け第 号により支給停止した住宅支援給付について、下記のとおり
支給を再開することとしたので通知します。

記

- 1 支給額 月額 円
- 2 再開後の支給期間 年 月分 (年 月家賃相当分) から
年 月分 (年 月家賃相当分) まで

第 号
年 月 日

様

伊佐市長

印

住宅支援給付支給中止通知書

年 月 日付け第 号により支給決定した住宅支援給付について、下記のとおり
支給を中止することとしたので通知します。

記

- 1 支給中止時期 年 月から
(年 月家賃相当分から)
- 2 支給中止の理由